

地籍調査 Q & A (境界立会い編)

❖最近すでに境界立会いや測量をした場合は調査対象外ですか

原則として、すでに境界が決まっている土地についても立会いをお願いします。

ただし、境界確認書が四日市市に収められている場合や、地積測量図が法務局に収められている場合は、図面と整合する筆界案を作成し、送付させていただきますので、「地籍調査票」などの同意書類を返送していただくことになります。

❖立会い当日に印鑑は必要ですか

必要ありません。ご確認後に署名のみいただきます。

❖天気が悪くても立会いをするのですか

雨天でも決行いたします。台風など荒天の場合は、安全面を考慮し延期させていただきます。

❖同居の家族が代わりに立会いに行ってもよいですか

その場合は、ご本人の委任状を提出（持参）してください。

❖立会い日の通知はいつ頃届きますか

立会い日の1か月前をめどに郵送いたします。

❖平日は都合が悪いので、立会いは土日にしてもらえますか

基本的には平日のみとなっておりますのでご協力いただければと思いますが、どうしても土日しかご都合がつかない場合は一度用地課までご連絡ください。

❖複数の土地を離れて持っていますが、全て同じ日に立会いをしてもらえますか

立会いは隣接者に出席をお願いする関係上、全てが同じ日に行えないこともありますのでご理解ください。

❖土地の所有者が施設に入所していますがどうすればよいですか

施設に入所されていて立会い等が難しい場合は、ご親族が代理として出席してください。委任状を立会いのご案内文書に同封しますので、立会い当日に提出（持参）してください。

ご親族がいらっしゃらない場合は、隣接の方に境界を確認していただき、その結果をもとに測量し図面作成後に筆界案を郵送いたしますので、立会い内容についてご本人に確認していただくことも可能です。確認内容に同意いただければ、「地籍調査票」などの同意書類に署名等をお願いすることになります。

❖立会い当日は何をするんですか、また時間はどれぐらいかかりますか

市が委託した業者による仮測量を事前に行いますので、立会い当日は隣接者と境界を確認していただくだけとなります。たいてい数分で終わりますが、境界の位置がよくわからない場合や境界線上に障害物がある場合、境界に疑義がある場合などは、長引くこともあります。

❖仮測量では業者が敷地内に入りますか

基本的に敷地の境界付近には立ち入らせていただきます。状況によっては、敷地の奥まで入ることもあります。その場合はお声がけをさせていただきます。仮測量は、当日の立会いがスムーズに終われるよう事前に行うものですのでご理解ください。

❖業者に委託するということですが、立会いには市の職員は来ないのですか

基本的には、市の用地課職員が同行します。

❖境界付近に樹木が茂っていますがどうしたらいいですか

立ち会い当日に境界がわかるよう、可能な範囲で構いませんので伐採等をお願いします。

❖境界がわからないので除草や伐採ができないのですが

民地の境界は市でもわかりかねますが、立会いの前に仮測量を行い、境界と思われるところに印をつけさせていただきますので、それを参考にしてください。